

# ボ イ ラ ー

## 資格：ボイラー取扱技能講習

小規模のボイラーを取り扱う業務に従事する場合は、ボイラー取扱技能講習の資格が必要です。

また、ボイラーを取り扱うにあたり、作業主任者（指揮監督者）を選任する必要があり、今回のボイラー取扱技能講習の資格で小規模のボイラーであれば作業主任者になることができます。

無資格でボイラーを取扱うことは法律で禁じられています。（法第14条、法第61条）

### 講習科目と時間数

講 習 科 目	時間数	合計
ボイラーの構造に関する知識	2	15
ボイラーの取り扱いに関する知識	4	
点火及び燃焼に関する知識	3	
点火及び異常時の処置に関する知識	4	
関係法令	1	
修了試験	1	

### ボイラー取扱技能講習で取り扱えるボイラー

(例)				
小規模ボイラー	伝熱面積	自動車整備業	暖房・給湯用	3.9 m <sup>2</sup>
*温水ボイラー：14 m <sup>2</sup> 以下		旅館	暖房・給湯用	5.85 m <sup>2</sup>
*蒸気ボイラー：3 m <sup>2</sup> 以下		食品製造業	蒸気	2.51 m <sup>2</sup>
*貫流ボイラー：30 m <sup>2</sup> 以下		クリーニング	蒸気	1.9 m <sup>2</sup>

伝熱面積：ボイラーで、火が水に熱を伝える部分の面積をいう。

上記以外のボイラーを取り扱う場合は、下記の資格が必要になります。（詳細は省略します）

- ◎ 特級ボイラー技士免許：取扱・作業主任者〔伝熱面積の合計：500 m<sup>2</sup>以上〕
- ◎ 一級ボイラー技士免許：取扱・作業主任者〔伝熱面積の合計：25 m<sup>2</sup>以上 500 m<sup>2</sup>未満〕
- ◎ 二級ボイラー技士免許：取扱・作業主任者〔伝熱面積の合計：25 m<sup>2</sup>未満〕
- ※ 以上、免許の受験は実務経験が必要です。（法第14条、法第61条）

